○北陸地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二)　八号　柏崎市大字上輪字名子沢二三番から同市大字上輪字名子沢一四番まで　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本整備局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　路線名　工事区間　工事の種類　工事完了の期日

(二)　百十三号　新潟市東区津島屋から同市北区西名目所を経て同市北区名目所まで　改築　平成二十二年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二)　百六十号　氷見市小杉字浜二三一番八から同市小杉字腰ケ谷内五番一まで　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市上助渕字反田二〇二〇番から同市上助渕字八太郎七〇八番一まで	前	一二・〇〇～三七・〇〇メートル	〇・六九六キロメートル
	後	一四・九〇～三七・〇〇メートル	〇・六九六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七号　村上市上助渕字反田二〇二〇番から同市上助渕字八太郎七〇八番一まで　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石川県羽咋郡宝達志水町荻市リ六二番一から同町荻市リ五六番四まで	前	八・〇〇～四七・四〇メートル	〇・〇二〇キロメートル
	後	三九・〇〇～四八・四〇メートル	〇・〇二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百五十九号　石川県羽咋郡宝達志水町荻市リ六五番から同町荻市チ五〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百五十九号及び二百四十九　かほく市木津イ七三番一〇から同市松浜イ六五番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石川県羽咋郡宝達志水町菅原テ三三番から同町菅原テ九番一まで	前	八・〇〇～一三・二〇メートル	〇・八三五キロメートル
	後	一〇・七〇～一三・四〇メートル	〇・八三五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所